

総社市告示第64号

総社市特別定額給付金給付事業実施要綱を次のとおり定める。

令和2年4月28日

総社市長 片岡 聡 一

総社市特別定額給付金給付事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項の規定による緊急事態宣言に際し、住民への生活支援として定額給付金（以下「特別定額給付金」という。）を給付することにより、家計への支援を行うことを目的とする。

(給付対象者及び受給権者)

第2条 特別定額給付金の給付対象者（以下「給付対象者」という。）は、令和2年4月27日（以下「基準日」という。）において、市の住民基本台帳に記録されている者（基準日以前に、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条の規定に基づき住民票を削除されていた者のうち、基準日時点において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日後初めて市の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。）とする。

2 特別定額給付金の受給権者（以下「受給権者」という。）は、給付対象者の属する世帯の世帯主（当該世帯主が基準日以降に死亡した場合において、他の世帯構成者がいる場合には、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者（これにより難しい場合は、死亡した世帯主以外の世帯構成者（世帯主及び世帯員をいう。以下同じ。）等のうちから選ばれた者））とする。ただし、特別な事情があると認められるときは、この限りでない。

(給付額)

第3条 特別定額給付金の給付額は、給付対象者1人につき10万円とする。

(給付対象者リストの作成)

第4条 市は、特別定額給付金給付事業の実施に当たり、給付対象者、受給権者、受給権者ごとの給付額、住民基本台帳における住所等を掲載した給付対象者リスト（以下「リスト」という。）を作成し、これに基づき給付を行うものとする。

(給付開始日及び給付申請期限)

第5条 特別定額給付金に係る市の給付申請受付開始日は、次条第2項各号に掲げる申請方式ごとに市長が別に定める日とする。

2 給付申請期限は、前項の規定により定められた次条第2項第1号の給付申請受付開始日から3月とする。

(申請及び給付の方式)

第6条 市は、リストに基づき、受給権者に対し、別に定める申請書及び添付書類を送付するものとする。

2 受給権者による申請及び市による給付は、次の各号の方式のいずれかにより行う。この場合において、第3号に掲げる申請方式は、受給権者が、金融機関に口座を開設していない、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる等、第1号又は第2号による給付が困難な場合に限り行うものとする。

(1) 郵送申請方式 受給権者が、申請書を郵送等により市に提出し、市が受給権者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(2) オンライン申請方式 個人番号カードを所有する受給権者が、申請書を電子申請により市に提出し、市が受給権者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(3) 窓口現金受領方式 受給権者が申請書を市の窓口に出し、市が当該窓口で現金により給付する方式

3 受給権者は、特別定額給付金の申請に当たり、公的身分証明書の写し等を提出又は提示すること等により、受給権者本人による申請であることを証するものとする。ただし、前項第2号の方式による申請を行う者については、この限りでない。

(代理による申請)

第7条 受給権者に代わり、代理人として前条の申請を行うことのできる者は、原則として次に掲げる

者に限るものとする。

- (1) 受給権者の属する世帯の世帯構成者（同一の場所を住所又は居住地とし、かつ、生計をともにしている日本国籍を有しない者を含む。）
- (2) 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人）
- (3) 民生委員、自治会長、親類その他平素から受給権者本人の身の回りの世話をしている者であって、市長が特に認める者

2 代理人が特別定額給付金の申請をするときは、当該代理人は申請書に加え、原則として委任状（申請書の委任欄への記載を含む。）を提出するものとする。この場合において、市は、公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認するものとする。

3 市は、代理人が第1項第1号の者にあつてはリストにより、同項第2号及び第3号の者にあつては市長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。

（給付決定及び給付）

第8条 市長は、前2条の規定による申請書の提出があつたときは、速やかに内容を確認の上、給付を決定し、当該受給権者（代理人を含む。）に対し特別定額給付金を給付するものとする。

（特別定額給付金の給付等に関する周知等）

第9条 市は、特別定額給付金事業の実施に当たり、給付対象者及び受給権者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法により住民への周知に努めるものとする。

（申請が行われなかった場合等の取扱い）

第10条 市が第6条第1項の規定に基づく申請書等の文書の送付を行い、また、前条の規定に基づき周知を行ったにもかかわらず、受給権者から申請期限までに第6条第2項による申請が行われなかった場合は、受給権者が特別定額給付金の受給を辞退したものとみなす。

2 市が第8条の規定に基づき給付の決定を行った後、申請書の不備による振込不能等、受給権者の責に帰すべき事由により給付ができなかった場合は、市が確認等に努めた上でなお補正等が行われなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

（不正利得の返還）

第11条 市長は、偽りその他不正の手段により特別定額給付金の給付を受けた者があつたときは、既に給付を受けた特別定額給付金の返還を求めるものとする。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第12条 特別定額給付金の給付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（その他）

第13条 この要綱の実施に関し、必要な事項及び様式は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。